



## 1-2 景観計画策定の目的

### (1) 景観計画策定の目的

景観は、自然や人工的に造られたものの視覚に映る風景と、都市の様々な活動や市民生活を反映したもの（雰囲気）であり、歴史的な情緒や文化的な香り、親しみや愛着、快適さや心地よさなどといった見る人が感じる「価値観（人の評価）」を総合的に捉えた概念です。それは、単なる風景、建造物やまち並みなどの物理的空間だけでなく、地域の自然、歴史や文化等との関わりや住民一人ひとりから地域のコミュニティに広がる生活風景、さらに広域的な社会活動そのものにより創りだされるものです。

良好な景観まちづくりを行うためには、住んでいる地域の景観特性を一人ひとりが理解し、共通認識のもとに協働して取り組むことが重要です。そのためには、まちづくり活動が自然と生まれ、行政と協働して、個人から地域・コミュニティ、事業者や地域の各種団体・組織へとその活動の輪を広げ、共通認識できる良好な景観形成のための全体像（ビジョン・構想）を示すことが必要です。

本計画は、景観まちづくりの第一歩として、市民にとっての重要な景観を明確にし、本市における良好な景観形成に関する方針や基準を定め、重要な景観を保全・向上・創りだしていくことを目的として定めます。

### (2) 景観計画の位置付け

本計画は、景観法第8条第1項の規定による景観計画を定めるもので、「第4次徳島市総合計画」、「徳島市都市計画マスタープラン」等の上位計画との整合を図り、これまでの景観施策と連携、また継承・反映させながら、本市の地域特性を生かした景観まちづくりの全体像（ビジョン・構想）および方針を定めるものです。また、景観を構成する様々な要素のあり方について、景観形成の方針や景観形成基準を示し、良好な都市景観を目指すものです。

